

ハイライト:

- ・生命保険契約等に係る年金の税務上の取扱いが国税庁HPで公表されています
- ・給与所得者の扶養控除申告書の様式が変更されました

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
生命保険契約等に係る年金の税務上の取扱いについて	1
個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」について	2

今年も残すところわずかとなりました。ポインセチアの赤い色が町並みを華やかに彩っています。

第44号では、前号に引き続き生命保険金の二重課税問題のその後の取扱いについて取り上げてみました。

内容に関する質問・要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦  
中村友理香

### 生命保険契約等に係る年金の税務上の取扱いについて

相続税と所得税の二重課税問題で争われていた事件は、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判決(平成22年7月6日)が出され、終結しました。

年金に係る税務上の取扱いの変更、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税を納めすぎている可能性がある方の所得税還付手続方法等が国税庁HPで公表されています。

以下、国税庁HPの「よくあるご質問とその回答」をピックアップして解説していきます。

~~~~~

Q: 取扱いが変更となる対象者は具体的にはどのような人ですか。

A: 次のいずれかに該当する方で生命保険契約等に係る保険料等の負担者でない者です。

#### ①死亡保険金を年金形式で受給している方

#### ②学資保険の保険契約者が亡くなったことに伴い養育年金を受給している方

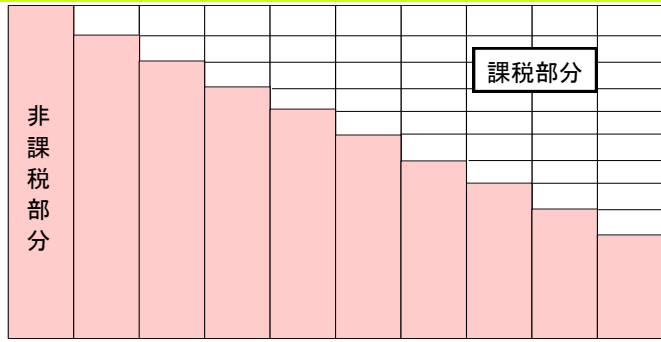
#### ③個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

なお、今回の取扱いの変更の対象となる可能性のある方には、保険会社等から還付手続きに必要な年金情報等の通知が届くことになっています。

Q: 取扱いの変更の概要を教えてください。

A: 相続人等が相続等により取得した生命保険契約等に基づき年金の支払いを受ける場合、従来はその受け取る年金全額(図のピンク色部分+白色部分の全範囲)が所得税の課税対象となっていました。しかし今後は上記判決を踏まえ、その年金について、課税部分と非課税部分に区分し、課税部分(図の白色部分)の所得金額についてのみ課税対象になることとなりました。

(参考)保険年金の課税・非課税部分の振り分け



- ①支給期間10年の場合、相続税法第24条でピンクの部分は6割とされていることから、所得税課税部分は4割となります。
- ②支払期間に対応して、1単位(白いマス)当たりの課税部分を算出し、これを基に各年の所得金額を計算することになります。

Q: 納めすぎになっている所得税の還付を受けるための手続きとその期限を具体的に教えてください。

A: 確定申告をしている年分は、「更正の請求」、確定申告をしていない年分は、「確定申告(還付申告)」という手続きを行う必要があります。

|              |               | 減額更正できる期限           |                                                           |
|--------------|---------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|
| 確定申告をしている年分  | ①確定申告義務のなかった方 | 申告書を提出した日から5年間      | 例:①で平成17年分を平成18年1月1日に提出したケース→平成22年12月末日までに減額更正を行う必要があります。 |
|              | ②確定申告義務のあった方  | 原則として、法定申告期限から5年間   |                                                           |
| 確定申告をしていない年分 | ③確定申告義務のない方   | 申告する年分の翌年1月1日から5年間  | 例:④の場合、平成17年分は平成23年2月15日が還付申告の提出期限となります。                  |
|              | ④確定申告義務のある方   | 申告する年分の翌年2月16日から5年間 |                                                           |

Q: 住民税についても手続きが必要ですか。

A: 税務署に更正の請求や確定申告を行った場合には、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」について

子ども手当が支給されることに伴い、扶養控除制度の見直しが行われ、年少扶養控除(0歳から15歳まで)が廃止となりました。(T\_T)

**所得税は平成23年から、住民税は平成24年から適用になります。**

これに伴って、給与の支払いを受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければならないことになりました。ただし、納税者の利便性を考え所得税の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と統合され、同じ用紙の別枠に「住民税に関する事項」が追加になり、16歳未満の扶養親族を記載することになっています。そのため平成23年度分の扶養控除等(異動)申告書の様式が変更になっていますのでご注意ください。

～\*～扶養控除に関して、その他注意点～\*～

○16歳以上19歳未満までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)の廃止。(T\_T)→控除額が63万円から38万円へ減少します。

○19歳以上23歳未満の特定扶養親族の控除額は63万円(38万円+25万円)のまま変わりはありません。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。



税理士法人 舞  
**中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)